

教えてください。

「上座の露」に関する法律は、変わっていないとのことですが

【経過】

- ・令和5年5月8日…「移行特例措置の設置要望書」を提出
- ・令和5年5月18日…糸びす酒造田中社長から税務署からの伝言を聞く
「今回の酒税法の改正で変わったことではないので、「移行措置はない。」31ポイントの文字は、スピリッツでよい。」
- ・令和5年5月29日…糸びす酒蔵田中氏へ、国税局の指導として「31ポイントの文字はウォッカ。スピリッツはダメ。」

【疑問】

「上座の露」に関しても、今回「法は変わっているのではないだろうか。」と思われます。だったら、移行特例措置があるべきだと思います。

1. 上座の露の構想段階で久留米税務署での指導は、令和3（2021）年に「ウォッカは、法になく、スピリッツが法での表現」と教えていただいた。5月29日の国税局からの指導は、法が変わったからと考えられません。

2. 令和4年12月21日課酒2-15長官通達の2承認申請の審査 における 「令和5年4月1日以後の申請については・・・」となっている。上座の露に関して、法が変わっていないのであれば、今のままで問題ないのではないか。変わっていれば、蔵からの移出は、その都度申請なのか？ 台帳の届け出？ 今のままではダメということは、蒸留酒は同じものなのに、どこで再提出義務が書かれているのか？ 法が変わっていると考えられます。

3. 上記2の通達の中で、「新法令解釈通達第50条第1項関係14から16に基づく審査を行う。」とある。法律の根本から変わっている。第1項関係7の文中にあるように「ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に」する場合の法であり、その後「発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）」とある。これは、「日本の伝統の麴を使った上座の露の原酒についての法律ではなかったと考えます。」

4. 上記「新法令解釈通達第50条第1項関係7（3）に、「主たる商標を表示したラベル内に「スピリッツ」に代えて「ウォッカ」・・・と表示しても差し支えない。」とある。まず、令和3年に指導をお願いした上座の露の表示義務がここに当たるとは今でも考えられないが、令和5年5月29日の指導は理解できない。職員の方だけでなく、私達にもわかりやすい法の整備が、大切だと感じています。

5. 「酒類の表示に関する説明事項（各品目共通）」

2 酒類業組合法上の表示義務事項（86条の5関係）（表において）

酒類の品目

3 「ただし、他の表示義務事項等と一括して表示する場合には、主たる商標を表示する側以外の場（底部を除く。）に表示しても差し支えありません。」とある。

この表示義務事項のとおり、やってきたものだと考えています。

6 「新法令解釈通達第50条第1項関係14の最後に「なお、申請の日前2年以内に、偽りその他不正の行為によって当該承認を受け、又は受けようとしたものに対しては、承認を与えないこととする。」とある。不正の行為を働いたものではないです。

法で、日本の蒸留酒が、どう変わろうとしているのかわかりません。

○日本の蒸留酒の価値を、世界的にもどう高めていこうとしているのか

・デザインと品目表示の意味するところは、日本の蒸留酒にとって、世界も視野に入れて、何を目標しているのか。

=4月19日「31ポイントでウォッカを表示すること」

=5月29日福岡国税局から、「31ポイントでウォッカを表示すること」

○ユネスコ文化遺産登録の運動と、麴を使った蒸留酒の文化の多様性について、世界へ、どう発信しようとしているのか

・日本の蒸留酒を、世界の蒸留酒のように、潜在したものを磨き、高級感のある酒に。

=疑問3で、発芽させた穀類と、麴をつかった製法を、ごっちゃにしていること。

=ウォッカについてと、日本の蒸留酒を結び付けるには、歴史的に意味があるのか。

○酒の法律をわかりやすく、また世界の酒文化に引けを取らないように

=4月19日、5月18日、5月29日の指導についてのブレ。職員の方でも解釈の違う法律。私たちにわかるはずがない。

=本日書面【疑問】で上げているように、理解がむずかしい。

※法が、変わっていないのであれば、誰のために、何を目標しているのか等、わかりにくいことを理解ください。上座の露では、疑問2と疑問6で、現行のままではいけないのでしょうか？4月からの申請が、疑問3に関わってくると考えますが、わかりにくいです。